

住民監査請求人による意見陳述の開催要領 (抜粋)

(傍聴席の区分及び定員)

第7条 前条の規定による陳述を行う場合の傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

2 一般席の定員は、10人とする。ただし、監査委員が必要と認めるときは、人数を調整することができるものとする。

(傍聴の手続)

第8条 一般席において陳述を傍聴しようとする者は、陳述会場において自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴券による入場制限)

第9条 傍聴人が定員を超える場合は、監査委員は、一般席において陳述を傍聴しようとする者に対し、傍聴券(別記様式)を交付する。

2 前項の規定により傍聴券を交付するときは、傍聴券を持たない者は、陳述を傍聴できない。

3 傍聴券の交付を受けた者は、その交付を受けた日に限り陳述を傍聴することができる。

4 傍聴券の交付を受けた者は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

5 傍聴券は、陳述当日所定の場所で、先着順又は抽選により交付する。

(傍聴席に入ることができない者)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) ビラ、プラカード、旗の類を持っている者

(4) 前各号に定めるもののほか、陳述を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第 1 1 条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 陳述会場内における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒音又は大声を発する等騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により監査委員の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 撮影、録音等をしないこと。ただし、監査委員の許可を得たときは、この限りでない。この場合において、写真撮影は、陳述を開始する前までとする。
- (7) 携帯電話等の情報通信機器又は音の発生する機器は電源を切り、又は無音状態とすること。
- (8) 前各号に定めるもののほか、陳述会場の秩序を乱し、又は陳述の妨害となるような行為をしないこと。

(指示)

第 1 2 条 傍聴人は、すべて監査委員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 1 3 条 傍聴人がこの要領に違反するときは、監査委員はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。